

総論

松井智予

日本の社会が2007年に超高齢社会となつてかなりの時間がたった¹⁾。超高齢社会は、介護や税負担などの問題だけでなく、働き手の不足を通じて地方の過疎化、外国人労働者の増加、都市での共働き増加による自治体機能維持の限界など、隣接する様々な問題を引き起こす。これらの問題は、土地や文化財などの資産（プロパティ）維持の困難という問題と併せて、そうしたモノのうえに世代を交代し、あるいは広域的に続けられてきた様々な経済的・社会的な結びつきや活動（コミュニティやアクティビティ）——明治以降に人口増加社会を前提として出来あがったものも多い——の承継あるいは縮小・改廃という問題についても、身近でかつ困難な課題を提起している。

平日には中小企業で働きながら経営者の世代交代先を探し、マンションに帰って田舎から送られてきた野菜を食べ、休日には地域の祭りを見にいったり美術館や寺社などで文化財に触れ、あるいは自分の家の墓じまいを考える。何気ない日常の全てに承継の問題は関わっているが、高齢化に伴ってこれらの分野ではそれぞれに従来型の社会的・経済的な活動を承継できる人的基盤が失われ、同時に承継の当否にかかるパラダイムも転換しつつある。

住居・文化・祭祀などに関わる人々の活動には、コミュニティの活性化や社会インフラの維持、観光への影響など、生活環境を整える機能がある。したがって、政策的には国民や住民が担うこうした諸活動は維持・承継が望ましいかもしれない。しかし、承継の負担を担うのは、高齢化し

つつある国民あるいは住民自身である。彼らが続けたいと願い、また続けることに経済的な許容性があるような産業や習俗でなければ、彼らが自発的に時間と労力を費やして活動を承継することはないのではないか。そのようななか、法や制度は資産の維持や活動の承継にどのような形で関わり、どのような影響を与えているのだろうか。従来型の活動を温存するように働いているか、承継を難しくして消滅に導くように働いているのだろうか。あるいはその改廃を奨励したり、逆に困難にしたりしているのだろうか。本特集の各論文は、対象（プロパティにかかる規律とコミュニティ・アクティビティ〔担い手・活動〕に係る規律）および手法（行政的・私法的規律）を横断的に見ながら、全体として法が作り上げようとする秩序について考えている。本稿は、特集の総論として、いただいた各寄稿から筆者が得た知見をまとめ、取り上げたトピック相互がどう関連しうるかに触れることとする。

1 事業用土地（農地）及び事業（会社）の維持と承継

日本において承継がもっとも早期に問題となった分野の一つは、農地の承継であろう。農地解放と均分相続制度の導入、産業構造の転換と都市人口の増加などにより、日本の農地は、そのままでは相続により細分化され、活用度が下がり管理が不行き届きになるという可能性を孕むことになった。本特集では、冒頭においてそのような農地の

1) 総人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。